

米軍普天間飛行場所属MV 22 オスプレイによるパネル落下事故 に関する抗議決議（案）

米軍普天間飛行場第1海兵航空団所属のMV 22 オスプレイが8月12日夜、重さ約1.8キロのパネルを落下させる事故が発生した。場所についてはキャンプ・シュワブとキャンプ・ハンセンにまたがる中部訓練場から普天間飛行場に戻る途中に落下したとみられる。

一方、日本政府への通報は8月13日夕方で通報体制の不備が指摘されている。また、この日は2004年、沖縄国際大学の構内に大型輸送ヘリコプターが墜落、炎上した大事故から17年の節目の日だった。これまでも幾度となく、米軍機からの落下事故に対し、安全管理の徹底、再発防止策を強く要求してきたが一向に改善されることもなく、枚挙にいとまなく毎年落下事故が繰り返されている。

北中城村においても、1993年12月に米海兵隊のヘリコプターから救難用具が車道に落下、1995年7月に同じく米海兵隊のヘリコプターからヘルメットが民家の屋根に落下し、本村議会は抗議決議、意見書を採択し抗議要請を行っている。

頻発する事故に対し日本政府は飛行停止の要求もせず、飛行訓練を最優先させていることに大きな不安と激しい怒りを禁じ得ない。

県民、国民の命を守るべき政府が命や人権をないがしろにする現状は断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1、普天間飛行場所属MV 22 オスプレイを飛行停止にすること。
- 2、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること。
- 3、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

令和3年（2021年）9月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、第3海兵遠征軍司令官、在沖米国総領事

米軍普天間飛行場所属MV 2 2 オスプレイによるパネル落下事故 に関する意見書（案）

米軍普天間飛行場第1海兵航空団所属のMV 2 2 オスプレイが8月12日夜、重さ約1.8キロのパネルを落下させる事故が発生した。場所についてはキャンプ・シュワブとキャンプ・ハンセンにまたがる中部訓練場から普天間飛行場に戻る途中に落下したとみられる。

一方、日本政府への通報は8月13日夕方で通報体制の不備が指摘されている。また、この日は2004年、沖縄国際大学の構内に大型輸送ヘリコプターが墜落、炎上した大事故から17年の節目の日だった。これまでも幾度となく、米軍機からの落下事故に対し、安全管理の徹底、再発防止策を強く要求してきたが一向に改善されることもなく、枚挙にいとまなく毎年落下事故が繰り返されている。

北中城村においても、1993年12月に米海兵隊のヘリコプターから救難用具が車道に落下、1995年7月に同じく米海兵隊のヘリコプターからヘルメットが民家の屋根に落下し、本村議会は抗議決議、意見書を採択し抗議要請を行っている。

頻発する事故に対し日本政府は飛行停止の要求もせず、飛行訓練を最優先させていることに大きな不安と激しい怒りを禁じ得ない。

県民、国民の命を守るべき政府が命や人権をないがしろにする現状は断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1、普天間飛行場所属 MV 2 2 オスプレイを飛行停止にすること。
- 2、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること。
- 3、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）9月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

米軍普天間飛行場からのP F O S等を含む水の放出に関する抗議決議（案）

去る8月26日午前9時5分頃、在沖米海兵隊は普天間飛行場に保管していた有機フッ素化合物（P F O S等）を含む汚染水を浄化したとして下水道へ放出した。

汚染水の処理方法については、日米両政府間においても協議が続く中、一方的かつなし崩し的に当該水の放出を強行したことに県民は激しく反発している。P F O S等は、国際的な規制や国内での使用・製造が原則禁止されているが、県内では令和元年12月及び令和2年4月の普天間飛行場におけるP F O S等を含む泡消火剤の漏出・飛散事故や、今年6月のうるま市の陸軍貯油施設からのP F O S等を含む汚染水の流出事故が発生しており、県民に大きな不安を与えている。

地元の不安を解消し納得できるような説明もないまま、当該水の放出を強行したことについては断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は、村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の米軍によるP F O S等を含む水の放出に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1、今回のP F O S等を含む水の放出に係る日米間の協議の経過と、米軍が放出に踏み切った経緯及び判断根拠等を明確にし、公表すること。
- 2、在沖米軍施設で保管するP F O S等を含有する汚染水については、米軍の責任で焼却処理すること。
- 3、在沖米軍施設におけるP F O S等の保管状況を把握するとともに、その管理及び処理計画を作成し公表すること。
- 4、普天間飛行場及び嘉手納飛行場の周辺調査でP F O S等が検出されていることから、両飛行場への立入調査を許可すること。

以上、決議する。

令和3年（2021年）9月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、第3海兵遠征軍司令官、在沖米国総領事

米軍普天間飛行場からのP F O S等を含む水の放出に関する意見書（案）

去る8月26日午前9時5分頃、在沖米海兵隊は普天間飛行場に保管していた有機フッ素化合物（P F O S等）を含む汚染水を浄化したとして下水道へ放出した。

汚染水の処理方法については、日米両政府間においても協議が続く中、一方的かつなし崩し的に当該水の放出を強行したことに県民は激しく反発している。P F O S等は、国際的な規制や国内での使用・製造が原則禁止されているが、県内では令和元年12月及び令和2年4月の普天間飛行場におけるP F O S等を含む泡消火剤の漏出・飛散事故や、今年6月のうるま市の陸軍貯油施設からのP F O S等を含む汚染水の流出事故が発生しており、県民に大きな不安を与えている。

地元の不安を解消し納得できるような説明もないまま、当該水の放出を強行したことについては断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は、村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の米軍によるP F O S等を含む水の放出に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1、今回のP F O S等を含む水の放出に係る日米間の協議の経過と、米軍が放出に踏み切った経緯及び判断根拠等を明確にし、公表すること。
- 2、在沖米軍施設で保管するP F O S等を含有する汚染水については、米軍の責任で焼却処理すること。
- 3、在沖米軍施設におけるP F O S等の保管状況とその管理及び処理計画を把握し公表すること。
- 4、普天間飛行場及び嘉手納飛行場の周辺調査でP F O S等が検出されていることから、両飛行場への立入調査を許可すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）9月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）9月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書（案）

憲法前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」とある。ところが、自由の平等が保障されないまま、米軍基地建設が強行されている場所がある。沖縄である。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示してから2年以上が経過したにもかかわらず、工事は強行され、さらには、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部からの採取した土砂を使用することは民意のみならず、戦没者への敬意を失することにもなり、許されるべきではない。普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

しかしながら、普天間基地の代替施設が、「本土の理解が得られないから」という不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

憲法が「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を行う必要がある。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、仮に日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は中止すべきである。

安全保障の議論は日本全体の問題である。すなわち、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、当事者意識をもった国民的議論により決するべきであり、最終的には国権の最高機関たる国会で、国が最終的に責任を負う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条等の規定に基づき、公正かつ民主的に解決することが求められる。よって、北中城村議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国すべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年(2021年)9月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

国立病院の機能強化を求める意見書（案）

戦後最悪といえる「COVID-19（以下「新型コロナ」と表記）の感染拡大によって、感染症対策のみならず日本の医療体制のぜい弱さが浮き彫りとなりました。未だコロナ禍の終息が見えない中、医療従事者は、厳しい人員体制で心身ともに疲弊した状態で休むことなく患者のいのちと向き合っています。

一方で、新型コロナ患者を受け入れることによって、その他疾病の患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では受け入れに慎重にならざるを得ない実態があります。国民のいのちと健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）の診療・研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティーネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることに繋がります。

また、新型コロナ蔓延時においては、人工呼吸器や ECMO（人工心肺装置）等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分に出来ませんでした。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分な感染対策も出来ないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥りました。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況はあってはならないことであり、国が責任をもって対策に取り組むことが必要です。

国立病院を機能強化し、憲法 25 条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう以下の事項を強く要望します。

記

1. コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、国立病院を機能強化すること。
 - ① 国の責任において、国立病院に「新興・再興感染症対策」に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器や ECMO 等の医療機器の整備をすすめること。
 - ② 「大規模災害」等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。
2. 国立病院の機能強化を図るために医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。
3. 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。
4. 国立豊橋医療センター診療機能の充実強化を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年（2021 年）9 月 22 日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣